## 平安京西京極大路の地割遺構

田 章 裕

金

平安京の造営は延暦一二年(七九三)に始まり、翌一 平安京条坊と条里プラン

三年に長岡京から遷都した。一方、山城国久世郡の条里 プランは天平一五年(七四三)には完成していたから、

い。従って、平安京の条坊は既存の条里プランの上に、山城国諸郡の条里プランもこの頃に完成した可能性が高

うに、貞観一五年(八七三)の広隆寺資財帳と仁和三年 (八八七) の広隆寺資財交替実録帳に、葛野郡七条牛養

その一部を消去する形で成立したことになり、

周知のよ

里二町八段二九七歩の所在を条里呼称で示した上で「既 示している例である。 入京」と注記しているのが、このプロセスを最も端的に 平安京南辺の南京極大路すなわち九条大路については、

> 里プランとの関係についても、既に図示したことがある。150円と、その範囲にかかわった葛野・紀伊・愛宕各郡の条 は、明らかに西京極大路の地割遺構と判断されるものが ることが困難であるが、旧地籍図にみられる地割形態に 街地化してしまっているために、その地表遺構を確認す 極大路の遺構について報告をすることにある。現在は市 小稿の目的は、これに加えて、平安京西辺すなわち西京

九条家文書中の史料や地籍図にみられる地割形態によっ

その地割遺構をすでに報告した。また、

平安京の範

具体的な西京極大路の地割遺構を示す前に、平安京縁

存在するからである。

辺における、条坊プランに従った区画・道路との関連の 鴨川東岸では、長保四年(一〇〇二)に所領の四至を「限 特異性についてふれておきたい。例えば、平安京東側の

愛宕郡条里プランによる坪付と併用している例があり。 線ではなく、また条里プランの里・坪の境界線などとの ただし、このような平安京の大路の延長が、必ずしも直 平安京の周辺では珍らしくなかったものと考えられる。 同様の例は南側の京域外でもみられるから、類似の例は

混乱を引き起こしている例もある。このような状況を反

南九条大路末、限北三条大路末」などと表現し、本来の

しばしば複雑・混乱した形状がみられることが多い。里プランのみでなく、条坊プランの延長の影響も加わり、映して、平安京周辺の部分では、地割形態にもまた、条

## 2 平安京西京極大路の遺構

置は、小字太秦安井西沢町・山ノ内五反田町・太秦安井て復原され、筆者がそれを修正した。これによって、六・て復原され、筆者がそれを修正した。これによって、六・ところで、葛野郡の条里プランは先に福山敏男によっところで、葛野郡の条里プランは先に福山敏男によっところで、葛野郡の条里プランは先に福山敏男によっところで、葛野郡の条里プランは先に福山敏男によっところで、葛野郡の条里プランは先に福山敏男によっところで、葛野郡の条里プランは先に福山敏男によっところで、葛野郡の条里プランは先に福山敏男によっところで、

になる。

中世に建立された妙心寺境内付近では、平安京の地表遺には安井の集落があり、その北側は妙心寺境内である。のいずれかの部分に相当することになる。第1図の北側院東貝川町・西院西田町・西院桂町・西京極郡二反田町等一町田町・山ノ内荒木町・山ノ内苗町、西院笠目町・西

図にみられるように約一三〇メートル間隔の径溝網が分 でさて、前述のような南北に並ぶ小字の東側には、第1ためには、第1図の範囲が最も有効であろうことになる。

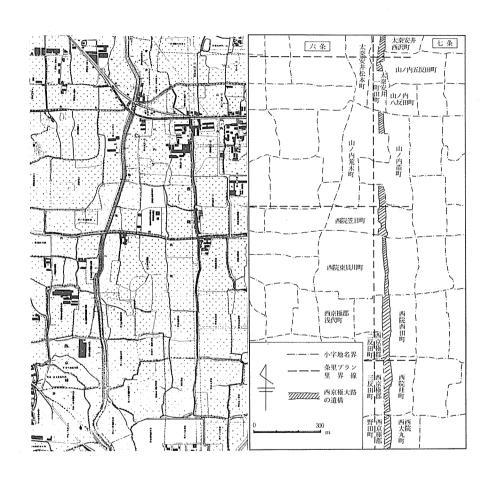
態が卓越する。従って、西京極大路の地割遺構をさがす合には桂川の氾濫に起因すると考えられる乱れた地割形構を発見できる可能性が少なく、第1図の南側一帯の場

約一二○メートルとなる。これに大路・小路の道路の幅坊は、延喜式に「町十六、各冊丈」とあり、町の一辺は一○九メートル間隔の方格径溝網がみられる。平安京の不し、西側部分では不明瞭ながら、これより少し狭い約図にみられるように約一三○メートル間隔の径溝網が分図にみられるように約一三○メートル間隔の径溝網が分図にみられるように約一三○メートル間隔の径溝網が分図にみられるように対しませ

ランの遺構である可能性が高いことになる。平安京条坊プランの、約一○九メートルのそれは条里プなる。従って、約一三○メートル間隔の方格パターンは

て違いが出てくるものの、一三〇メートル前後の数値と員各一二丈~四丈を加えると、大路・小路の配置によっ

そこで、京都市の明治末頃と推定される小字ごとの地方ではれる。



第1図 葛野郡六・七条境界付近の京都市都市計画図(大正11年測図 - 左図, 縮小)と関連小字地名および西京極大路の遺構(右図)

分を占める。すなわち、先の推定に従えば、この小字の 野郡六条の東側二ヵ坪分と七条の西側の坪に相当する部 旧地割形態を確認できる手段である。 割形態をたどることが困難であり、また大正一一年測図 前述のように既に市街地化しているために、 従って、この字切図が現在のところ最も統一的 筆でとの地割形態を描いてい 西院笠目町は遇然にも、 現地で旧地 葛 側を流れたりしており、 部が第3図である。 西側の条里プランの小さな区画がこの南北の地割列を境 形状である。 が連続しており、小さな川が、その一方を流れたり、 京極大路の地割に残された遺構とみられることになる。 条のまさしく西端の坪に相当する。 この西院笠目町の南側に接続する西院東貝川町の東半 しかも、 ここにも第2図中央部からの地 東側の条坊プランの大きな方格と いかにも道路遺構にふさわしい 従って、これが、 割列 西 面

ない。

さて、

前掲の小字のうち、

の三〇〇〇分の一図も、

籍図

(字切図)

によって地割形態の検討を進めてみたい。

地割列が存在する。

その位置は、

葛野郡条里プランの七

範囲内を西京極大路が南北に縦貫していた筈である。 一三〇メートルの正方形の区画に由来するとみられる地 西院笠目町の東端部には、不整形ながら 第 京西端の状況として全く矛盾はない。 として、東西でくい違いを示しており、 第3図の南側に連続するのが、 第4図の西院西田 これもまた平安

三〇〇〇分の一図で推定した平安京条坊プランと葛野郡 の方格からなる条里地割と考えられる。すなわち、先に 層明瞭に地割形態として残存している。 類似の地割形態は、 この南側に接続する西院桂 崱 西

方形区画に起因する地割形態が存在し、

割形態がある。

一方西側には、

これより規模の小さな正

一〇九メートル

ンの遺構、

条里プランの遺構が、

第2・3図の場合より

平安京条坊プラ

ある。この図では、西京極大路の遺構、

2図のように、

すなわち約三○メートル余りの南北方向の まさしくこの小字内に存在した 幅が条里プランの方格の三 しかも、東側の一三〇メ 第 西端へと西京極大路の遺構は続く。さらに北側の太秦安 見することができなかったが、 ることができる。 院西大丸町の部分においても確認することができる。 同様に、 第2図の西院笠目町 すぐ北側の山ノ内荒木町の字切図を発 その北側の山 から北側へも遺構をたど ノ内苗

分の一程度、

2図に斜線で示したように、

ことを確認することができる。

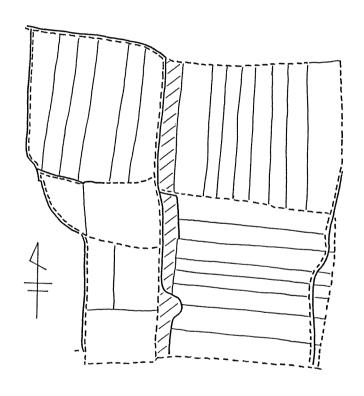
トル方格と西側の一〇九メートル方格の中間には、

条里プランとの接点が、

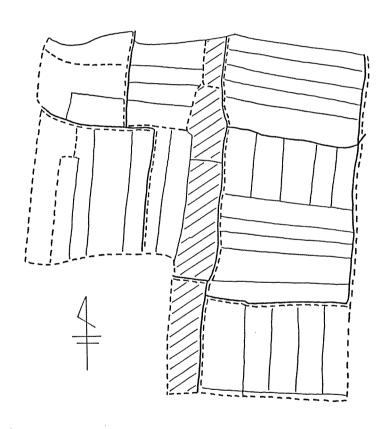
町 ざ

-66-

-67-



第3図 西院東貝川町の地割形態



第4図 西院西田町の地割形態

列は山 町田 ノ内五反田町西端、太秦安井西沢町西端、 |町の字切図も発見できなかったが、 類似の地割 太秦安

井奥畑町東端へと続くことが知られる。

○丈であるから、約三○メートルであったことになり、 必ずしも正確ではないから、字切図に表現された地割列 第2図と第4図の場合に相対的に幅が広く、第3図の場合 第2・4図の表現と類似することになる。 い。しかし、延喜式に記載された西京極大路の幅員が一 には相対的に狭く描かれている。 の幅をそのまま計測して安易に結論付けることはできな このように、西京極大路の遺構と考えられる地割列は、 字切図の縮尺は一般に

違いないであろう。 た地割列を平安京の西京極大路の地割遺構と判定して間 以上のように検討を進めてくると、ここでたどってき

## 若干の見通し

小稿において報告した平安京西京極大路の遺構は、貞

結果は同時に、他の方法で復原された平安京域とも合致 ることによって確認したものであった。ところが、この の範囲を限定し、その範囲内における地割形態を検討す 一五年と仁和三年の広隆寺領の坪付史料によって所在

するものであるから、正しく西京極大路の遺構を確認し

得たことになる。

中心点を結ぶ中心線と、西寺の同様の中心点との中心線 る。例えば、杉山信三に従って、東寺の南大門と金堂の 遺構、三条西殿の遺構など、ほとんどが朱雀大路付近な が平安京朱雀大路の中心線であったとすれば、これと平 加えることによって、いくつかの問題の検討が可能にな いし左京関係であったから、これに平安京西端の位置を ているのは、現存の東寺の講堂・金堂・南大門、 平安京の諸遺構として従来より正確な位置が確認され 西寺

びれたと一般に考えられているが、遺構は地表において (八四二) にすでに「今百姓悉遷於東」とされ、早くさタに結びつくことには間違いがない。右京が承和九年 離を二五〇〇分の一図で測定してみると、二三三七、五 討の上においても、西京極付近の地割遺構が新たなデー 正しい結論となるわけではないが、このような用尺の検 であったことになる。もちろん、この数値がそのままで 二九六七五メートル、現尺の○、九七九に相当する長さ メートルの値が得られた。仮りに、延喜式の記載によっ 安京西辺(例えば、前掲第1図小字西院桂町西側との距 て右京の東西幅を七五四丈とすれば、当時の一尺は○、

も十分に確認し得るわけであり、 あることが知られる。 の検討が、平安京域においても一定部分において有効で 地籍図による地割遺構

(1)

五年、四八・四九官 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂、一九八 『平安遺文』一巻一六八号

(5) (4) (3) (2) 『平安遺文』一巻一七五号

Medieval Japan, Geographical Review of Japan, Akihiro Kinda, The Jori Plan in Ancient and 金田、前掲①四二二~四四三頁

(6)金田、前掲⑴、一〇三~一〇四頁、『平安遺文』二巻四二 Vol. 59(Ser. B), No. 1, pp. 1-20, 1986.

めぐって」、水津一朗先生退官記念事業会編『人文地理学 の視圏』大明堂、所収、一九八六年

(9)

(8)(7)

金田、前掲(1)

金田章裕「古代・中世経図類における条里プランの表現を

(12) (11) (10) 金田、前掲(1、二〇九~二三九百 七一一四、一九三八年

第3図の場合、道路遺構が同図に示した幅の二倍程度であ

『延喜式』左右京職、京程

福山敏男「山城国葛野郡の条里について」、『歴史地理』

(14) (13) 前掲 (11)

年、図4-2 (一一八頁)

例えば、足利健亮『日本古代地理研究』大明堂、一九八五 性が想定されるからである。

敷であったかも知れず、南半部では東側の東西方向に長い った可能性もある。同図北半部では東側のもう一筆が道路

各地筆が西側に向って道路を蚕食する形で延びて来た可能

杉山信三「平安京の造営尺について」、『史迹と美術』三 四二号 一九六四年 『続日本後紀』 承和九年一○月庚辰条

(15)

(16)

-71-